

様式第 2 号（第 5 条関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先） 白山市長

申請者 住所
氏名

（署名又は記名押印）

地方就職支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

1 誓約事項

- (1) 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、石川県、石川人材確保・定住推進機構及び白山市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、白山市地方就職支援金交付要綱第 8 条に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - ア 虚偽の申請であること又は居住もしくは就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
 - イ 在学中に交通費を申請する場合、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - ウ 在学中に交通費を申請する場合、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に白山市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に白山市に住民票がある場合を除く）
 - エ 就業開始日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から 3 か月以内に地方就職支援金の要件を満たす石川県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - オ 白山市への転入日（※）から 1 年未満で石川県外の市区町村へ転出した場合

※ ただし、オについて住民票上の住所を変更せず東京圏に居住地を変更していた者については、就業のため再度白山市に居住地を変更した日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

2 同意事項

- (1) 石川県、石川県人材確保・定住推進機構及び白山市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。（石川県、石川県人材確保・定住推進機構及び白山市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、適切に管理し、本事業の実施のために利用します。）
- (2) 地方就職支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、石川県、石川県人材確保・定住推進機構及び白山市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認及び就業先への調査等による就業状況確認等を実施することに同意します。